

2017年度一般社団法人日本加工食品卸協会の低炭素社会実行計画 評価・検証(2016年度実績)についての調査票提出の内容骨子

— 環境数値算定標準化協議会 —

(2016.4～2017. 3)

(提出先:農林水産省食品産業環境対策室)

* 一般社団法人 日本加工食品卸協会の会員数 正会員 105社(平成29年3月末現在)

I. 温暖化対策(CO₂排出抑制対策)

1. 業界報告概況

(1) 特定荷主(輸配送部門)

- ・ フォローアップに参加している会員卸数及び売上高(倉出売上高他)

11社 99, 293億円(前年比103. 3%)

- ・ フォローアップカバー数 正会員の10. 5%(11社/105社)

(旭食品・伊藤忠食品・加藤産業・国分首都圏・国分フードクリエイト・日本アクセス・日本酒類販売・マルイチ産商・三井食品・三菱食品・ヤマエ久野)

(2) 特定事業者(事業場部門)

- ・ フォローアップに参加している会員卸数及び使用面積(延床面積)

15社 4, 598, 615㎡(前年比88. 8%)

- ・ フォローアップカバー数 正会員の14. 3%(15社/105社)

(旭食品・伊藤忠食品・加藤産業・国分関信越・昭和・トークン・日本アクセス・日本酒類販売・藤徳産業・マルイチ産商・三井食品・三菱食品・山形丸魚・ヤマエ久野・ユアサ・フナショク)

2. 自主行動計画における目標

「地球温暖化」について、加工食品業界における中間流通機能の担い手である我が業界、就中当協会会員企業は、取引先との協力により、各企業活動に伴うエネルギー消費原単位を基準年度2011年度に対し、2030年度においては事業所毎に95%の水準にすることを目標とする。
(特定荷主の輸配送・特定事業者の事業場の両部門で)

3. 目標達成のための取り組み

(1) 特定荷主(輸配送部門)

- ・ 着荷主との取引慣行を見直し、配送頻度を変更

- ・ 最適物流拠点へ再配置して輸配送距離を短縮し、燃料使用量を低減化
- ・ 配送委託先ドライバーに対するエコドライブの啓発・推進
- ・ 車両単位の日々の運行実績を把握し、月次エネルギー使用量を自動計算化
- ・ ASPサービスの運行管理システムを委託物流会社に提供
- ・ 共配事業を拡大推進し、業界全体で配送効率を高め CO2 排出量の削減に努める
- ・ 配送距離短縮・積載効率向上により、売上対比の燃費の向上を図る
- ・ 幹線輸送業者との連携による往復荷の確保で空車率を改善
- ・ 小売業への工場直送比率の増加
- ・ 自動配車システムを導入し、配車最適化を図り車両台数を適正化し、配送距離の短縮化を図る
- ・ 拠点完結型の配車から拠点横断型での車両を共有する方式に移行し、実車率の向上を図る

(2) 特定事業者(事業場部門)

- ・ デマンド監視装置の設置による使用エネルギーの見える化の推進
- ・ 窓ガラスへの遮光フィルムの導入
- ・ OA機器、照明器具等の省エネ機器への変更
- ・ 長時間離席時のパソコンの電源オフ
- ・ 空調の効率運転、夏季、冬季の室温の設定の徹底化
- ・ クールビズ、ウォームビズの導入実施と扇風機・サーキュレーターを活用して設定温度の調整
- ・ 太陽光発電パネルの装着と蓄電設備の導入
- ・ 蛍光管の間引き
- ・ 省エネ型冷凍機、製氷機への設備更新
- ・ ボイラーのエネルギー転換(A重油⇒都市ガス)
- ・ 屋根に遮熱塗料を導入実施
- ・ 一定のデマンド値に近づいた場合には、社内での警告を発し、夏季のピークカットを行う
- ・ 電気保安協会の定期検査時の対応を強化する
- ・ 夏季冷房温度を28℃、冬季暖房温度を20℃に設定する

4. エネルギー消費量・CO₂排出量の実績

(1) 特定荷主企業 11社合计数値

	2011 年度 (基準年度)	2014 年度	2015 年度	2016 年度
生産高(倉出売上高他:億円)	76,645 億円	92,192 億円	96,102 億円	99,293 億円
エネルギー消費量(原油換算 kL)	151,015 kL	180,494 kL	183,110 kL	189,925 kL
エネルギー消費原単位(原油換算/億円)	1.97	1.96	1.91	1.91
CO ₂ 排出量(t-CO ₂)	400,961	479,493	486,474	504,590
CO ₂ 排出原単位(t-CO ₂ /億円)	5.23	5.20	5.06	5.08

(2) 特定事業者企業 15社合計数値

	2011 年度 (基準年度)	2014 年度	2015 年度	2016 年度
使用面積	4,433,135 m ²	4,689,186 m ²	5,176,445 m ²	4,598,615 m ²
エネルギー消費量(原油換算 kL)	138,528 kL	143,988 kL	147,450 kL	136,141 kL
エネルギー消費原単位 (原油換算/使用面積 100 m ²)	3.125	3.071	2.848	2.960
調整前 CO ₂ 排出量 (t-CO ₂)	233,882	337,878	323,823	298,696
調整後 CO ₂ 排出量 (t-CO ₂)	204,626	326,453	321,743	296,766
調整前 CO ₂ 排出原単位 (t-CO ₂ /使用面積 100 m ²)	5.276	6.962	6.256	6.495
調整後 CO ₂ 排出原単位 (t-CO ₂ /使用面積 100 m ²)	4.616	6.944	6.216	6.453

5. 2016年度のエネルギー消費量・CO₂排出量増減要因分析

(1) 特定荷主(輸配送部門)

- ・ 2016年度における加工食品卸業界は、少子高齢化時代に直面し市場規模は縮小傾向となるも上位集中化が進み、売上高は103.3%と増加した。必然的に車両台数も増加し、エネルギー消費量も増加するも、原単位は配送合理化に取組み、前年度横這いに留める

(2) 特定事業者(事業場部門)

- ・ 加工食品流通は、機能の高度化を目指した、フルライン物流の進展から温度帯管理の物流設備の増強があり、エネルギー消費量は増加傾向も、2016年度は大手卸の一部が事業再編で対象外となり、使用面積、エネルギー使用量ともに減少し、原単位はやや後退する

II. 廃棄物対策

1. 業界報告概況

(1) 食品リサイクル法定期報告対象事業者

- ・ フォローアップに参加している会員卸数及び売上高
6社 7,553,927百万円
- ・ フォローアップカバー数 正会員の6.67%(6社/105社)
(伊藤忠食品・加藤産業・国分グループ本社・日本アクセス・トーカン・三菱食品)

2. 自主行動計画における目標

事業所毎に発生する廃棄物の発生を抑制して、減量化し、一層の再資源化を進めて、排出物の削減に努める。特に食品廃棄物については「食品リサイクル法」に定める業種別再生利用等の実施目標(食品卸売業 70%)、発生抑制の目標値(業種別基準発生原単位 4.78kg/百万円 業界自主管理目標)に向けて取り組む。

3. 目標達成のための主要な取り組み

- ・ 事務消耗品の廃棄物(特に書類)の発生を極力抑制
- ・ コピー紙の両面印刷及び縮小印刷による使用量の削減、書類の裏面再活用や社内封筒の複数活用の推進
- ・ 電子化による紙類の使用減を図る
- ・ 分別収集による資源リサイクルの推進
- ・ 過剰梱包材・配送資材の廃止依頼
- ・ 流通管理による商品の不良化防止と廃棄処分の減量化
- ・ 「食品リサイクル法」のリサイクル率達成に向けて廃棄物管理の徹底
 - ① 電子マニフェスト化による「見える化」促進
 - ② 廃棄物処理ルートの見直し

4. 2016年度に実施した廃棄物対策の事例、効果

- ・ 2007年度に弊協会が作成した「改正食品リサイクル法への対応ガイドライン」及び「産業廃棄物の処理について」の再改定版を策定し啓蒙・普及活動に取り組む
- ・ 食品廃棄物の発生抑制の業界の自主管理目標として原単位を設定
- ・ 食品廃棄物を循環リサイクルできるよう容器と廃棄物を出来るだけ分別した廃棄物・再資源化量等の実績
- ・ 需要予測システムを導入し、発注精度向上による滞留在庫の削減

5. 食品廃棄物等排出量、および再資源再生利用量等の実績

(1)食品リサイクル法定期報告対象事業者の合計数値

	2011 年度(9 社)	2014 年度(8 社)	2015 年度(7 社)	2016 年度(6 社)
食品廃棄物排出量	3,512.0 t	2,576.0 t	2,964.4 t	3,312.6 t
循環資源再生利用量	1,167.0 t	1,379.6 t	1,478.4 t	2,150.1 t
再資源化率1 ※1	33.2%	53.6%	49.9%	64.9%
再資源化率2 ※2	—	72.2%	64.8%	76.2%
売上高合計(百万円)	5,831,223	7,649,459	7,865,895	7,553,927
発生原単位(kg/百万円)	0.6023	0.3368	0.3769	0.4385

【註釈】 ※1 再資源化率1 は食品廃棄物排出量に占める循環資源再生量の割合を示す

※2 再資源化率 2 は食品リサイクル法の定める再生利用実施率を指す

6. 2016年度の廃棄物排出量増減分析

- ・ 食品リサイクル法の改正から食品廃棄物の排出量の定期報告制度ができ、業界の食品廃棄物排出量が把握できるようになった。この定期報告事業者の数値を集計して業界の食品廃棄物排出量としている。2016年度は年間食品残渣の発生量が100tを超える事業者が前年より1社減少し、6社となるが、食品廃棄物排出量は増加。しかしながら発生原単位は低位に留める。

第42回 異業種交流委員会開催

－ 10月13日 －

第42回異業種交流委員会が、10月13日（金）午後3時より今回の当番幹事団体である全国医療品卸商連合会に属するピップ株式会社の会議室にて開催された。弊協会からは奥山専務理事と佐野事業部長が参加。会議は、全国医療品卸商連合会事務局長の小関眞悦氏の司会進行で始まり、冒頭副会長の松浦由春氏（ピップ（株））が主催者を挨拶行い、ついで各団体から提出議題について報告し質疑応答を行った。

各団体からの報告事項以下のとおり。

1. （一社）日本医薬品卸売業連合会
 - ①セルフケア卸将来ビジョンについて
2. 全国化粧品日用品卸連合会
 - ①外国人実習制度の対象職種に「卸物流業」の追加要請について
 - ②全国チャリティボーリング全国大会（全卸連主催）のお知らせ
 - ③返品削減の取組み報告
3. 全国米穀販売事業共済協同組合
 - ①平成28年度取引実態調査について
4. 全国医療品卸商連合会
 - ①返品削減への取組についての中間報告
 - ②エステー株式会社鈴木貴子社長の「働く人改革」と「返品削減」に対するコメントについて
5. （一社）日本加工食品卸協会
 - ①「加工食品卸売業の共同配送推進の手引き」（案）について

次回開催は、平成30年2月15日（木）当番幹事は、全国米穀販売事業共済協同組合

荷役作業現場での安全対策を協議

－ 10月23日 －

物流問題研究会は、10月23日（月）日食協会議室に於いて定例会議を行い、議題として食品物流未来推進会議（SBM会議）からご提案いただいた「荷役作業現場での安全対策に関するご協力依頼」について協議した。当日は、SBM会議から味の素、ハウス食品、キューピー、キッコーマン食品の4社5名が出席。厚生労働省の発表資料によると平成28年度陸上貨物運送事業における労働災害発生状況は、死傷災害は13,977人であり前年同期比92人と増加しており、荷役作業時における労働災害が70%を占め、そのうちの70%が荷主先等で発生しており発荷主着荷主双方の安全面への対策が求められており今回の協議となった。

食品物流未来推進会議(SBM会議)は、F-LINE参加企業6社(味の素、ハウス食品、カゴメ、日清オイリオ、Mizkan、日清フーズ)にキッコーマン食品、キューピーが加わり、8社で製配販課題解決の討議を行っている。

2017年10月23日

一般社団法人

日本加工食品卸協会御中

食品物流未来推進会議

荷役作業現場での安全対策に関するご協力依頼

厚生労働省発表資料によると平成28年陸上貨物運送事業における労働災害発生状況は、死傷災害は13,977人であり前年同期比92人と増加しています。

「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン※」の解説でも荷役作業時における労働災害が70%を占め、そのうちの70%が荷主先等で発生しており発荷主・着荷主双方の安全面への対策が求められています。

今回、改めて荷役作業現場における安全対策へのご協力を賜りたくお願い申し上げます。

1. 転落・転倒防止について

荷役作業災害で一番多いのが転落・転倒となっています。

- ①荷役作業の現場は十分な広さの確保をお願いします。
- ②床面の凹凸等つまずきの原因をできるだけ排除下さい
- ③死角となる箇所が無い、若しくは対策が行われている事等ご確認ください。

2. 荷役作業現場でのフォークリフト災害の防止について

荷役作業災害では運搬機器、特にフォークリフト作業での災害が大きくなっています。

- ①フォークリフトによる荷役作業が発生する場合は定期自主検査が実施され、安全性が確認されているものをご使用下さい。
- ②フォークリフトの作業者が最大荷重に合った資格を有している事を確認ください。
- ③フォークリフト使用ルールは構内に掲示もしくは周知ください。

3. 労働災害発生時の連絡

荷役作業現場での労働災害発生時の連絡先、連絡方法を周知下さい。

4. その他、荷役作業現場において安全面での懸念があった場合は改善へ向けご相談させて頂けますようお願いいたします。

以上

※厚生労働省「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」

平成25年3月25日基発0325第1号

荷主等（荷主、配送先、元請事業者等）の皆様へ

荷役作業での労働災害を防止しましょう！

「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」のご案内

陸上貨物運送事業の労働災害については、最近5年間で増加傾向にあります。特に、荷役作業での労働災害は、毎年1万件近く発生しており、労働災害全体の1割に達しようとしています。しかも、荷役作業での労働災害の3分の2は荷主先で発生し、そのうちの8割は貨物自動車の運転者が被災しています。

陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン

このガイドラインは、陸運業に従事する労働者の荷役作業での労働災害を防止するために、陸運事業者のみならず、荷主、配送先、元請事業者などが取り組むべき事項を具体的に示したものです。

陸運事業者だけで、荷役作業の安全対策を講じることは困難ですので、**荷主などの皆様も**、陸運事業者と連携して、荷役災害の防止に取り組んでいただくようお願いします。

荷役作業場所のチェックリスト

荷主などの皆様は、ガイドラインの内容が十分行われているかを確認するため、4ページ目の「荷役作業場所のチェックリスト」を活用してください。

荷役作業における労働災害防止のポイント

安全管理体制について

○荷役作業の担当者を指名してください

荷主等の事業場の安全管理者等の中から、荷役作業の担当者を指名してください。この担当者には、陸運事業場と荷役作業についての連絡調整や、陸運事業者と連携した荷役作業の労働災害防止対策に関する事項を行わせてください。

○陸運事業者と安全衛生協議組織を設置してください

反復・定期的に荷の運搬を発注する陸運事業者と合同の安全衛生協議組織を設置してください。安全衛生協議組織では、荷台等からの墜落・転落災害の防止対策の協議や、合同での荷役作業の巡視等を行ってください。

 厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

荷役作業における労働災害防止の基本対策

○荷役作業を陸運事業者に行わせる場合は事前に通知してください

○余裕を持った着時刻を設定してください

荷役時間、荷待ち時間、貨物自動車運転者の休息期間、道路状況等を考慮しない荷の着時刻指定は、安全な作業手順の省略につながるおそれがあることから、着時刻の指定については余裕を持った設定（弾力的な設定）をしてください。

○荷役場所を安全に作業が行えるようにしてください

荷役作業を行う場所について、荷の積卸しや荷役運搬機械・荷役用具等を使用するために必要な広さの確保、床の凹凸や照度の改善、混雑の緩和、荷や資機材の整理整頓、できるだけ雨風が当たらない荷役作業場所の確保、安全な通路の確保等に努めるとともに、安全に荷役作業ができる状況を保持してください。

墜落・転落対策

○墜落・転落防止のための施設等を用意してください

荷主等が管理する施設について、できるだけプラットホーム、荷台への昇降設備等の墜落・転落災害防止のための施設、設備を用意してください。また、荷主等が管理する設備において、できるだけ施設側に安全帯取付設備（親綱、フック等）を設置してください。

フォークリフトによる労働災害の防止対策

○陸運事業者の労働者にフォークリフトを貸与する場合、最大荷重にあった資格を持つことを確認してください

○所有するフォークリフトの定期自主検査を実施してください

○フォークリフト使用のルール決定や安全対策を行ってください

荷主等の管理する施設において、構内におけるフォークリフト使用のルール（制限速度、安全通路等）を定め、労働者の見やすい場所に掲示してください。また、荷主等の管理する施設において、フォークリフトの走行場所と歩行通路の区分、構内制限速度の掲示、通路の死角部分へのミラー設置等を行い、運転者に通知してください。

クレーン等による労働災害の防止対策

○陸運事業者の労働者にクレーン等を貸与する場合、つり上げ荷重にあった資格を持つことを確認してください

○所有するクレーン等の定期自主検査を実施してください

○陸運事業者の労働者が移動式クレーンを運転する場合、設置場所について必要な情報を周知し、転倒防止のための敷鉄板を準備してください

コンベヤーによる労働災害の防止対策

○コンベヤーをまたぐ必要がある場所には、踏切橋等を設けてください

ロールボックスパレット等による労働災害の防止対策

○移動経路の整理整頓をお願いします

荷主等が管理する施設において、ロールボックスパレット等の進行方向の視界を確保するとともに、ロールボックスパレット等と他の者との間に手足等を挟まれることのないよう、移動経路を整理整頓してください。

○床や地面の凹凸や傾斜をできるだけなくしてください

転倒、腰痛等の労働災害防止対策

○荷役作業場所を整理整頓し、床の凹凸などつまずきの原因をできるだけなくしてください

○段差解消、手すりの設置、床面の防滑対策を講じる等に取り組んでください

○人力荷役をする場合、できるだけ機械・道具を使って作業するよう施設、設備の改善を行ってください

安全衛生教育

○改善基準告示の概要を発注担当者に周知してください

運送業務の発注を担当する労働者等に対し、改善基準告示の概要について周知し、貨物自動車運転者が改善基準告示を遵守できるような着時刻や荷待ち時間等を設定してください。

○荷役機械等に関する安全衛生教育を行ってください

改善基準告示について（労働大臣告示「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」）

トラック運転者の労働時間の改善を図る改善基準告示を陸運事業者が守れるよう、余裕を持った着時刻の指定、荷待ち時間の短縮化等に取り組んでください。

・トラックの運転時間は1日9時間まで（2日平均）

・拘束時間（運転時間や荷待ち時間等の合計）は1日13時間が基本 等

陸運事業者との連絡・調整

○陸運事業者と荷主等は、荷役作業等の付帯業務について書面契約の締結を推進してください

○配送先における荷卸しの役割分担について明確にしておいてください

配送先は発荷主にとっての顧客であるため、陸運事業者と配送先は運送契約を締結する関係にない場合が多くなっています。このため、運送契約に基づく荷卸し時の役割分担や実施事項を発荷主が配送先と事前に調整し、陸運事業者に通知してください。

○陸運事業者の労働者が荷役作業を行う場合、陸運事業者の荷役災害防止の担当者に対し、安全作業連絡書（4ページ目参照）の内容を通知してください

荷役作業現場のチェックリスト

作業	チェック項目	対応状況	解説
荷役作業の契約に当たって	荷の積卸し作業（荷役作業）は ① 荷主、運送業者のどちらが行うのか明確になっているか ② 運送業者のドライバーに作業内容や作業方法が伝達されているか		・荷主等と運送業者との間で、あらかじめ役割分担を明確にしておくこと（運送引受書の発送）。 ・荷主から、運送業者に、運送業者からドライバー等に対し、安全作業連絡書を活用し、荷役作業に関する情報が伝達されていること。
荷役作業に用いる機械、用具について	荷の積卸し作業に ① フォークリフト、クレーンなどを用いるか ② ロールボックスパレットを用いるか ③ 台車などを用いるか	ロールボックスパレットについて詳しくは下記URLをご覧ください	・フォークリフト、クレーン等の使用に当たっては、資格が必要であること。 ・使用するフォークリフト、クレーン等は、検査、点検等により異常がないものとする。
荷役作業を行う場所について （その１：基本的事項（転倒防止の対策を含む。））	荷の積卸し作業を行う場所は ① 通行人が作業場所に立ち入ることはないか ② 作業に必要な十分な広さか ③ 整理整頓、床の凹凸の解消、床の防滑対策を実施しているか ④ 明るい場所か ⑤ 風・雨が当たらない場所か ⑥（ミラーの設置などによって）死角部分はないか		・荷役運搬機械と人が接触することのないよう、通路を分けること。 ・照度や通気・換気配慮すること。
荷役作業を行う場所について （その２：特に墜落防止のための設備対策）	トラックの荷台からの墜落防止のために ① 荷台との段差のないプラットフォームがあるか ② 荷台の外側に設ける仮設の作業床を用意しているか ③ 安全帯の取付設備はあるか ④ 荷台への昇降設備（昇降装置、踏台など）を用意してあるか		・トラック荷台からの墜落災害が多く発生していることから、できるだけこれらの項目にあげたような対策を講じることが望まれる。
作業者の服装について	荷の積卸し作業を行う者は ① 保護帽を着用しているか ② 安全靴を着用しているか ③ 手袋を着用しているか		・保護帽は墜落・転落防止用のもの ・作業場所に合せて、耐滑性（すべり防止）、屈曲性（しなやかで運動性が高い）のある安全靴
荷台への昇降方法について	荷台への昇降時に ① 昇降設備（手すり付き）を用いているか ② 三点確保を実行しているか		・三点確保：手足の４点のどれかを動かすときに残り３点で確保すること。
荷台での作業方法について	荷台での作業時に ① 不安定な荷の上を移動していないか ② ラッピング、ラベル貼りなどの作業を荷や荷台上で行っていないか ③ 安全帯を使用しているか ④ 荷台端付近で、背を荷台外側に向けて作業していないか ⑤ 荷台のおおりに乗って作業を行っていないか ⑥ 荷台上の作業者が、フォークリフトや荷に挟まれるおそれはないか		・陸運事業者のドライバーの不適切な作業については、現場の荷役作業担当者等による指導を徹底すること。

安全作業連絡書（例）

発 地		着 地	
積込作業月日	月 日 ()	取卸作業月日	月 日 ()
積込開始時刻	時 分	取卸開始時刻	時 分
積込終了時刻	時 分	取卸終了時刻	時 分
積込場所		取卸場所	
1. 屋内 2. 屋外 1. 荷主専用荷捌場 2. トラック・ミル 3. その他 ()		1. 屋内 2. 屋外 1. 荷主専用荷捌場 2. トラック・ミル 3. その他 ()	
品 名	()		
数 量	()		
荷 総 重 量	kg () kg/個 ()		
積 付	1. バラ 2. 1.5t以上 3. その他 ()		
作業の分担	1. 荷主側 2. 運送業者側 3. 荷主・運送業者共同	取 卸	1. 荷主側 2. 運送業者側 3. 荷主・運送業者共同
作 業 者 数	名 ()	作 業 者 数	名 ()
使用荷役機械	有 ・ 無 1. フォークリフト 2. その他 ()	使用荷役機械	有 ・ 無 1. フォークリフト 2. その他 ()
免 許 資 格 等	1. フォークリフト 2. 玉掛け 3. はい作業 4. その他 ()	免 許 資 格 等	1. フォークリフト 2. 玉掛け 3. はい作業 4. その他 ()
その他特記事項 ※ 作業時には安全靴、保護帽を着用すること			

このパンフレットについて詳しくは、厚生労働省のホームページをご覧ください。最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。

荷主等（荷主、配送先、元請事業者等）の皆様へ 荷役作業での労働災害を防止しましょう！
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000117562.html>

ロールボックスパレットについて詳しくは、厚生労働省のホームページをご覧ください。

ロールボックスパレット使用時の労働災害防止マニュアル～安全に作業するための8つのルール～
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000098500.html>

荷役作業 荷主等

ロールボックスパレット 厚生労働省

平成29年度情報システム研修会開催

— 10月27日 —



開会の挨拶する
情報システム研究会座長
佐藤登志也氏

10月27日(金)東京日暮里のホテルラングウッドに於いて会員卸、賛助会員等の情報システム担当者を対象とした「平成29年度情報システム研修会」を全国卸売酒販中央会との共催で開催、35社90名が参加した。日食協情報システム研究会副座長の福岡 隆氏(伊藤忠食品(株))の司会進行で始まり、最初に情報システム研究会座長の佐藤登志也氏(国分グループ本社(株))が開会の挨拶を行い、「ICT関連で今気になっていることは、①サッカーでのIT革命②中国で世界初の自動コンビニが誕生。上海を視察し、自動決済は日本より進んでいる印象を受けた③Amazon Effect。リアル店舗の買収やヤマト運輸の値上げ等、IT、デジタル革命は流通業界にも影響している」と述べた。続いて奥山専務理事が、日食協事業活動報告として、食品卸売業の物流システムの課題として制度変更への対応や今年度上半期に物流問題研究会が精力的に取り組み完成させた「加工食品卸売業の共同配送推進の手引き」について報告した。続いて講演が行われ4氏が登壇。特に今回は消費税軽減税率制度に関する業界対応とAIなどの最近のIT事情とその技術を活用した経理業務の変革について研修が行われた。終了後懇親会が行われ、開宴挨拶と乾杯の発声を全国卸売酒販中央会専務理事の江國清志氏が行い、中締めを(株)ファイネット(株)の小原応孝代表取締役専務が行って閉会した。



情報システム研修会 会場

平成29年度情報システム研修会 講師・演題



「流通システム標準普及推進協議会」の活動について

一般財団法人 流通システム開発センターソリューションサービス本部
ソリューション第2部 次長 坂本 真人 氏



「製・配・販連携協議会」の活動状況について

公益財団法人 流通経済研究所 専務理事 加藤 弘貴 氏



「消費税軽減税率制度に関する業界対応について」

一般社団法人 日本加工食品卸協会 軽減税率対応システム専門部会
座長 三菱食品株式会社 情報システム本部 IT ユーザーサポート
グループマネージャー 大久保 敏男 氏



「AIを含む最近のIT事情と経理業務の変革」

株式会社野村総合研究所 産業ITイノベーション事業本部
産業システム営業部 グループマネージャー 日向野 哲 氏

軽減税率の業界対応 「企業間取引の手引き」中間報告

軽減税率対応システム専門部会 座長 大久保敏男

受発注処理は現行通り 税率は製造業が判定 当初からインボイス対応

日本加工食品卸協会(＝日食協、國分晃会長)が2019年10月に予定されている「消費税軽減税率制度」に対応するため設置した、軽減税率対応システム専門部会(座長・大久保敏男三菱食品情報システム部ITサポートグループマネージャー)が「消費税軽減税率対応企業間取引の手引き」の取りまとめ作業を進めてきたが、このほど中間報告を行った。基本方針としてシステム改修を最小限に抑えるため、受発注処理は現状通りとして、請求・経理処理において軽減税率対応する方向で検討を進めている。

「適用税率の判定」

譲渡事業者である製造業者が判定し、卸売業者は製造業者の判定税率を引き継ぎ、小売業者との取引も製造業者決定の税率を用いる。リベートにおける軽減税率対象となる取引とは「商品进行特定できる売買取引(サービス除く)」となることから、例えば「価格補填」などで販売商品と明確にヒモ付けできる場合には、軽減税率として判定する必要がある。卸売業各社PBは卸売業者が判定。

仕入や販売条件などは、商品にヒモ付く税率で条件計算することになるが、役務の対価や施設利用料のような性格の条件は、商品にヒモ付いたとしても標準税率にしなければならない。このため、条件の区分等を利用し、標準税率として計算できるように考慮する。

あらかじめ販売先が飲食料品を調理し、店内のイートインコーナーで消費者へ提供する(外食にあたり、適用税率は軽減税率対象外)ことがわかっている販売先に対しても、製造業者の税率をそのまま引き継ぐ(販売先の販売形態による税率管理はしない)。

小売業が軽減税率商品を調理後、店内飲食用等として、標準税率で販売するため10%で発注された場合、または何の根拠もなく小売業から発注データの税率で処理を求められた場合、法令順守の観点から、発注データに税率があっても適用しない。

【提案・採用時の対応】

見積書、契約書等、商品規格書に税率を付加し、取引先と商品ごとの税率を共有する。製造業や小売業との商品提案や取引契約において、商品ごとの税率を確認・

共有する(※特に開始前の案内方法について検討が必要)。見積書、契約書等、商品規格書への税率項目または税率区分を設けて案内する(※特に小売業から十分に理解を得ること)。

各社関係書類の見直しと案内を行うこと。業界等の標準仕様の「商品規格書」などに、消費税関連情報を付加することを要請する。

【マスタ整備・準備】

商品マスタに税率項目を設ける。商品ごとに商品マスタに税率を登録。製・配・販とのマスタ関係のため受け渡しの容易さ、登録ミス防止の観点から業界共有データベースからの入手を推奨。

【マスタ整備・関係予定】

製・配・販3層のマスタ関係は少なくとも6ヵ月間は必要と想定。製造業には既存品の登録(情報共有)は、軽減税率制度導入6ヵ月前までの完了を要請する予定。入手した商品の適用税率は製造業と協力し速やかに小売業とのマスタ関係に努める。

【受発注】

製造業への発注は現行通りとし、変更しない(税率不要、税率毎に発注書を分けない)小売業からの受注は小売業の対応方針に合わせるが、現行通りを推奨・依頼する。

【請求書】

税率毎に請求書(口座)を分けない(推奨)。制度導入当初から適格請求書等保存方式インボイス制度に対応する(推奨)。製造業は現行の請求書をインボイス対応し、卸売業へ交付することを推奨。卸売業は、現行の請求書(リポートなど)をインボイス対応し製造業へ交付する。小売業の対応方針に合わせるが、卸売業は現行の請求書をインボイス対応し、小売業へ交付する。また、その逆も同様(小売業との合意形成を図る)。

【今後の予定】

手引き(第1版)を年内にまとめ、来年早々に公開予定。その後、必要に応じて順次改訂版を公開していくほか、製造業との意見交換も行う。

第10回全国事務局会議開催

－ 11月10日 －

11月10日（金）午後12時より日暮里のホテルラングウッドに於いて第10回全国事務局会議を開催した。最初に、初参加の方もあり各自自己紹介と各支部の近況を報告。続いて奥山専務理事が、11月8日に行われた理事会の内容を報告し、事業活動を共有化した。特に、「コンプライアンスに基づく運営ガイドライン」については協会の全ての活動に適用されるので、支部活動についても対象となり、認識を共有した。最後に本部に対する要望や予算・決算に関する日程等を確認し閉会。終了後は、例年のように同ホテルで開催の関東支部経営実務研修会に合流いただき研修していただいた。



全国事務局会議 会場

第25回賛助会員幹事店会開催

— 11月22日 —



開会の挨拶をする
政策委員長
三菱食品㈱ 杉山吉彦氏

第25回賛助会員幹事店会を11月22日(水)午前11時45分より日本橋三越本店特別食堂会議室にて開催した。当日は、冒頭弊協会の政策委員長である杉山吉彦氏(三菱食品(株))が開会の挨拶として「景気回復の実感のない状況が続く、働き方改革の影響もあり実働時間の短縮化が図られ賃金への影響もあり、消費に結びついていない。小売業の決算状況もコストの上昇から増収減益が目立つ。こうした状況の中で、加工食品流通はいろんな課題を抱えているので、あらゆる角度で改革をおこない、製配販3層が協力して流通のムリ・ムラ・ムダを排除していくことが必要」と述べた。

ついで賛助会員幹事企業を代表して竹内秀樹氏(味の素(株))からご挨拶をいただいた。続いて奥山専務理事が11月8日に行われた理事会の概要を報告した。次に意見交換テーマに入り、出席の賛助会員幹事企業全員から、①「コンビニ電子タグ1000億枚宣言」への対応について②賞味期限の「年月表示化」への対応について、各社の進捗状況について③新たな原料原産地表示制度への対応について発表をいただいた。



賛助会員幹事店会で挨拶する
味の素㈱ 竹内秀樹氏



賛助会員幹事店会 会場